

## 介護予防短期入所生活介護・重要事項説明書

◎ わたくしたち(事業者)の概要は次のとおりです。

事業所名	第二胎内やすらぎの家	法人名	社会福祉法人 愛光会
所在地	胎内市熱田坂字長崎野881-86	電話番号	0254-48-3134
県指定年月日	平成12年3月31日(番号1572500021)	利用定員	(併設) 6人
本体施設種別	介護老人福祉施設		
従業員の概要	医師	1人	
	看護職員	3人	
	介護職員	21人	
	生活相談員	1人	
	管理栄養士	1人	
	機能訓練指導員	1人	
	介護支援専門員	1人	
	障害者生活支援員	1人	
	送迎車輌	1台	
	夜勤職員	2人	宿直職員 1人
施設の概要	居室の定員	4人部屋1室 2人部屋1室	居室面積(1人あたり) 4人部屋 8.25m <sup>2</sup> 2人部屋 16.5m <sup>2</sup>
	食堂・機能回復訓練室の面積		
			182.20 m <sup>2</sup>

◎ わたくしたち(事業者)があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

## 1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 【業務取扱い方針】

- あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者の作成する「介護予防サービス計画」に基づいて私たちが作成する、「介護予防短期入所生活介護計画」に従い、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護を提供します。
- わたくしたちは、介護予防短期入所生活介護計画を必ず作成します。

## 2. 担当の職員

あなたを担当する管理責任者は次のとおりです。

管理責任者 氏名 篠 田 浩 一 連絡先 48-3134  
 生活相談員 氏名 佐 藤 貴 之 連絡先 48-3134

ご相談や苦情、連絡したいことがある場合は、生活相談員まで遠慮なくお申し出ください。

## 3. サービススケジュール

わたくしたちがあなたに提供するサービスのスケジュールは、別紙のとおりです。

なお、定期的な安否確認の方法として下記のシステムを併用して見守りを行います。

眠りSCAN(パラマウントベッド製非接触型センサー)は、利用者のベッド上の①睡眠②覚醒③起き上がり④離床⑤呼吸数の状態を把握することができるシステムです。眠りSCANは介護職員が携帯しているスマートフォン、タブレット端末、介護センターに設置しているパソコンと連動しており、所定画面で随時利用者の状態を確認することができます。

また、利用者の状態に応じて設定した条件に合致した状態(覚醒・起き上がり・離床・呼吸数の異常)が発生すると、スマートフォン、タブレット端末、パソコンへ通知されます。必要に応じて介護職員が居室を訪問し、状態の確認及び必要なケアを提供します。

利用者がベッドから離床し、居室・共有部で過ごされている時は、目視で安否の確認を行います。利用者の体調の変化が見られている際は、眠りSCANだけでなく、必要に応じて訪室し、状態の確認及び必要なケアを提供します。

## 4. 利用負担金

1 このサービスを利用するにあたってあなたにご負担して頂く料金は、おおむね次のとおりです。

なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

ショートステイ(多床室)(介護予防)

介護度 料金	要支援1	要支援2
基本料金	451円	561円
機能訓練体制加算		12円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円
(小計)	485円	595円
居住費		915円
食 費		1,445円 (朝食335円、昼食649円、夕食461円)
合 計	2,845円	2,955円

(送迎を希望される場合、片道184円の負担)

- ☆ 療養食加算として、管理栄養士による療養食を提供した場合、1日3回を限度に1回あたり8円加算されます。
- ☆ 長期利用者減算として、自費利用を挟み、連続して30日を超えて利用した場合、31日目以降は1日に9円(要支援1)または13円(要支援2)減算されます。
- ☆ 介護職員等処遇改善加算として、介護報酬利用料金の月の合計額の14.0%の1割及び区分支給限度額を超えたサービス部分の合計額の14.0%が加算されます。
- ☆ 居室と食費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ☆ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)として、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性ガイドラインに基づいた改善活動を行い、改善効果を示すデータの提供を行った場合、1月あたり10円加算されます。

2 これ以外に実費を要した場合は、別途ご負担いただく場合があります。

- ・ 交通費                      円
- ・ 日用品費                      円
- ・ おやつ                      円

実費については、全額あなたのご負担になります。

3 あなたの支払う負担金は、毎月25日までに指定の金融機関の口座にお振込みください。

振込先	第四北越銀行・中条中央支店	(普)	1104431
	北新潟農業協同組合・胎内支店	(普)	0080425

※ 第四北越銀行、北新潟農業協同組合からは口座振替ができます。

## 5. キャンセル料

- 1 あなたが、このサービスの利用をやめたい場合は、お手数ですが事前に次の連絡先までご連絡ください。  
(連絡先)電話番号 48-3134
- 2 あなたの都合でサービスの利用を中止する場合、次のキャンセル料が必要ですので、できる限り早めにご連絡ください。ただし、あなたの体調の急変など、緊急やむを得ない理由により利用を中止する場合は、キャンセル料を頂きません。

### ① サービスの利用開始日前のキャンセル

連絡先の時期	キャンセル料	備 考
サービス利用開始日の前々日まで	頂きません。	
サービス利用開始日の前日まで	利用者負担金の50%の額×1日分	容態急変の場合など
サービス利用開始日の当日	利用者負担金の100%の額×1日分	には頂きません。

② サービスの利用開始日以降のキャンセル

キヤンセル料	備考
利用者負担金の50%の額×利用予定残日数	容態急変の場合などには頂きません。

6. サービスの利用にあたってあなたが注意すべきこと

- 複数の方が同時にサービスを利用するので、他の利用者のご迷惑にならないように注意してください。
- 作成された介護予防短期入所生活介護計画や、実施するレクリエーションの内容などについてご不満があれば、遠慮なく担当の生活相談員又は介護職員にお申し出ください。できる限り、対応します。また、それ以外にもご相談があれば、サービスの提供についての関係の有無にかかわらず、遠慮なくお申し出ください。誠実に対応いたします。
- 体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は介護予防支援事業者もしくは当事業所の担当 篠田浩一:電話番号 48-3134までご連絡下さい。

7. 入院時の対応

- 当施設は、利用者が傷病等により入院の必要が生じた場合は、ご家族等へ連絡いたしますので、速やかに入院手続きをお願いいたします。
- 入院中は、介護サービスの提供はできませんので、介護サービス料もいただけません。

8. 通院時の対応

緊急時を除き、原則として通院はご家族等でお願いいたします。

9. 事故発生時の対応

- 緊急対応
  - 怪我、病気など救急医療措置が必要な場合、直ちに近隣の病院へ緊急搬送し、治療を受けられるよう手配します。
  - お届けいただいている緊急連絡先へご連絡し、ご家族等へお知らせします。
- 原因究明と再発防止
  - 事故の発生状況を調査し、原因を究明します。この調査報告書をご家族並びに担当居宅介護支援事業所へご報告いたします。
  - 調査に基づき、施設の原因については、再発防止策を講じます。内容によっては、一時的防止策に引き続き、根本的改善策を検討します。
- 損害賠償  
事故により利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、事業者は本契約第8条によりこれを賠償します。

## 10. 非常災害時の対応

- ① 事業所は該当する建築基準関係法令及び消防関係法令に適合しています。また、関係諸法令に従い、火災等非常災害時に備えて避難経路の確保、消防用設備機器の設置など必要な処置を行っています。
- ② 事業所は地域消防署等関係機関と協議し、非常災害に関する具体的な計画(防災対応マニュアル)を作成しています。
- ③ 管理者または防災担当者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対し万全を期しています。

## 11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 12. 苦情の受付

### 1 施設の受付窓口

当施設への苦情やご意見、ご要望などございましたら、次の窓口で受けたまわります。

受付担当者 生活相談課長 佐藤貴之  
苦情解決責任者 施設長 篠田浩一  
TEL 0254-48-3134

### 2 苦情解決第三者委員

施設に対する苦情等について、公平な立場から相談にのり、解決に向けて助言いたします。

鈴木 統嗣 TEL 0254-48-3620  
池田 弘子 TEL 025-268-7726

### 3 行政機関、その他の苦情受付窓口

#### ① お住まいの市町村介護保険担当課

胎内市市民生活課介護保険係 TEL 0254-43-6111

② 新潟県国民健康保険団体連合会 〒950-8560 新潟市中央区新光町4-1 新潟自治会館内  
TEL 025-285-3022

③ 新潟県福祉サービス運営適正化委員会 〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ  
TEL 025-281-5609

### 13. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

身元引受人氏名 印